

食の安心・安全推進条例が制定されました！

消費者の視点に立った食の安心・安全の確保を目指して

鹿児島県は、良質で豊富な農林水産物に恵まれ、食品産業も盛んです。今日、産地偽装など食の安心・安全にかかわる事案の発生を背景に消費者の食に対する関心がますます高まっており、食の安心・安全の確保に向けた一層の取り組みが求められています。今回紹介する「鹿児島県食の安心・安全推進条例」は、生産者をはじめ食品関連事業者、県民、県が、それぞれの立場で互いに協力して県民の健康の保護(安全)や食品などに対する信頼(安心)の確保、さらには県内外の消費者へ安全な食品などを供給することを目指して制定された条例です。

[基本理念]

- 健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講じられること
- 県、生産者、食品関連事業者および県民がそれぞれの立場に応じた責務と役割を果たすこと
- 情報の共有と相互理解に基づき、一体となって連携し、協力すること



県民

県民の役割

- 食の安心・安全の確保に関する知識や理解を深めましょう。
- 自身や人の健康に悪影響を及ぼすことのないよう適切な行動に努めましょう。
- 県の施策に意見を表明することにより、食の安心・安全の確保に積極的な役割を果たしましょう。
- 県の施策に協力するよう努めましょう。



国、他の都道府県、市町村などとの連携

危機管理体制の整備など

食品などの適正な表示の推進

食品などの表示について制度の普及や啓発を行います。



人材の育成

地域において食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成に努めます。

食育に関する施策との連携

環境保全への配慮

条例検討委員会委員長に聞きました

鹿児島大学農学部
岡本 嘉六 教授

過去に起きた事案を取り上げて議論し、多様で豊かな食生活を維持し、発展させるために制定されました。「安全な食料を供給し、安心して食べる」ことができる社会的仕組みを強化するために、生産者、加工業者、流通業者、消費者がそれぞれの役割を果たすための指針になってほしいですね。





「食の安心・安全推進条例」って何?

目的

食の安心・安全の確保に関し、

- ①基本理念を定め、
- ②県、生産者および食品関連事業者の責務、県民の役割を明らかにするとともに、
- ③施策の基本となる事項を定める。

食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

県民の健康の保護

食品などに対する県民の信頼の確保

安全な食品などの生産および供給



生産者・食品関連事業者

生産者および食品関連事業者の責務

- ・自らが食品などの安全性の確保について特に重要な責任を持っていることを認識し、必要な措置を主体的かつ適切に講ずる責務があること
- ・県の施策に協力することなどを定めています。

生産者や食品関連事業者の取り組み



生産工程管理や衛生管理の実施や情報の提供に努めましょう。

県

リスクコミュニケーションの推進

(情報の共有や相互理解の増進)

情報や意見を交換する機会の提供などを行い、生産者、食品関連事業者、県民などとの間の信頼関係の構築を促進します。



県の責務:食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること

基本計画の策定・実施状況の公表

監視、指導などの充実

食品などの生産から販売に至る一連の行程の各段階で監視、指導などの充実に努めます。



情報の提供

食の安心・安全の確保に関する正確で適切な情報を提供します。



食の安心・安全推進委員会の設置

食の安心・安全の確保のための調査審議を行う委員会を設置します。



生産者、食品関連事業者の取り組みへの支援

生産者や食品関連事業者の取り組みを促進するための支援や、その取り組みに関する情報発信に努めます。

食品などの自主回収の報告

生産者、食品関連事業者などが自らの判断で自主回収をする場合、健康へ悪影響が考えられるものについては知事への報告を義務づけます。(周知期間を1年間置き、平成24年1月1日施行)

条例に関する問い合わせ先

・条例全般について

県庁食の安全推進課 ☎099(286)2888

・条例のうち食品衛生に関する内容について

県庁生活衛生課 ☎099(286)2786